

改善報告書

令和7年7月30日

1. 大学名：姫路獨協大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6－3

○学校教育法第93条への対応、学生の懲戒に関する事項について、改善を要する点があり、内部質保証について、機能性が十分とはいえないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目6－3について

学校教育法第93条への対応及び学生の懲戒に関する事項への対応については、学則改正、学生懲戒規程の改正を行い対応済である。【資料6－3⑤⑥】

また、本学では、文部科学省から高等教育機関に関連する法令改正等の通達があった場合、学園本部から各校へ、規程の見直し等の必要性について精査し、対応状況（進捗状況等）について回答するよう指示がある。また、各校の対応状況・結果については、年1回実施される学園内部監査において、報告が求められることから、法令改正の趣旨・目的に沿った規程改正等の対応について漏れがないか等をチェックすることができており、内部質保証の機能改善に繋がっていると考える。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準6－3の資料

- ・【資料6－3⑤】令和5年3月16日理事会議事録抄本
- ・【資料6－3⑥】姫路獨協大学学生懲戒規程等